羽村市での創業を支援します
創業支援補助金を活用してください

問合せ　産業振興課商工観光係 ㊥ 657

市では、羽村市での創業を支援するため、創業に要する経費の一部を助成しています。

アイデアや夢を実現し、新たなビジネスチャンスを形にするために、積極的な応募をお待ちしています。

対　象　市内で新たに創業する方、または第二創業を行う方

※創業後５年未満の方も対象となります。

第二創業とは　事業承継後５年未満の方、または令和２年２月末日までの間に事業承継を行う予定で、「日本標準産業分類」の中分類を越えた業態転換や新事業・新分野進出を行う方

※市外在住の方も対象となります。

対象経費

(1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成などに係る経費
(2) 事業所等借入費
(3) 設備費
(4) マーケティング調査費
(5) 広報費

助成率・上限額

対象経費の３分の２、上限 50 万円

申請期間　９月２日㈪～ 20 日㈮

採択件数　２件（予定）

交付決定時期　10 月中旬（予定）

審査方法　次のポイントから書類審査および面接審査を行います。

①事業の実現可能性（経営理念や戦略は明確か、事業計画・事業規模は妥当か、申請者の熱意）
②事業の独創性（新規性・独創性はあるか、自社の強みは明確か）
③事業の収益性（資金の調達、売上げ計画、利益計画は妥当か）
④事業の継続性（事業の継続性、地域経済への波及度はあるか）
⑤羽村らしさがあるか（まち・ひと・しごと創生計画に基づく視点があるか、若い世代にとって魅力ある事業計画であるか、交流・定住促進、子育てなどに重点を置いているか）

※申請者が「市内在住」「20・30 代」「女性」のいずれかに該当する場合は加点評価となります。

創業支援コーディネーターに相談してください

創業支援コーディネーターが申請のための事業計画書作成を手伝います。創業支援コーディネーターのスケジュールは市公式サイトをご覧ください。

◀市公式サイト創業支援補助金案内 QR コード

家族介護慰労金を支給します

市内在住の重度要介護高齢者を在宅で介護し、次のすべてに該当する家族へ慰労金を支給します。該当する方は、申請してください。

対　象

▼重度要介護高齢者（要介護４・５）と同居あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住、または市外の介護者の自宅で、重度要介護高齢者を支給基準日から過去１年間介護している家族

▼支給基準日の属する年度の前年度に、要介護者および介護者の属する世帯の構成員すべてが市民税非課税である家族

▼支給基準日の過去１年間介護保険サービスを利用していない家族（通算して７日以下のショートステイ利用を除く）

▼重度要介護高齢者が過去１年間、90 日を超える入院をしていないこと

支給額（年額）　１家族 10 万円

※申請方法などについて詳しくは、問い合わせてください。

問合せ　高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 ㊥ 196

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前８時 30 分～午後５時です。

子育ての悩みや不安は、子育て世代包括支援センター羽（は）っぴーへ

問合せ　子育て相談課相談係（保健センター内）㊥ 693・694
子育て相談課子ども家庭支援センター係（市役所２階）㊥ 269

子育て世代包括支援センターは、保健センター内の「子育て相談課相談係」と、市役所２階の「子ども家庭支援センター係」の２つの係で運営しています。ぜひ利用してください。

相談係（保健センター内）

妊娠や出産・子育てのことなど、保護者の気持ちに寄り添い、必要に応じた情報提供や継続的な支援を行います。今回は「産後ケア事業」「ちょこっと広場」を紹介します。

たとえばこんな時…

「授乳がうまくいかない」「初めての育児でわからないことばかり」「ゆっくり休みたい」など…

「産後ケア事業」

赤ちゃんのいる生活に慣れるために、経験豊富な助産師がサポートします。

対　象　生後４か月以内の赤ちゃんとお母さん

内　容

種類	アウトリーチ（訪問）型	デイサービス（日帰り）型
	助産師が自宅を訪問	森田助産院（福生市）に通所
内容	①お母さんのケア（産後の心と体の健康相談、乳房のケア） ②赤ちゃんのケア（乳児の健康状態、体重、発育などの確認） ③育児についての具体的な相談や指導（沐浴や授乳などの赤ちゃんの世話の仕方や様子の見方）	
利用料金	１回 500 円	１回 2,500 円（昼食付）

※利用時間や回数などについて詳しくは相談係 ㊥ 693 へ問い合わせてください。

たとえばこんな時…

「ことばが遅い」「落ち着きがなくひとつのことに集中しない」など…

「ちょこっと広場」

市内３つの児童館（中央・西・東）に、発達相談員（臨床心理士など）が出向き、お子さんの成長・発達に関する相談を受けています。（要予約）↗

↘ 子育て中の「ちょっと気になること」について、館内で遊ばせながら気軽に利用できます。

【9 月・10 月のちょこっと広場】

期　日	相談内容	担当職種	会　場
9 月 9 日㈪	こころの相談	臨床心理士	東児童館
9 月 30 日㈪	ことばの相談	言語聴覚士	西児童館
10 月 24 日㈭	こころの相談	臨床心理士	中央児童館
10 月 28 日㈪	ことばの相談	言語聴覚士	東児童館

※相談希望の方は、事前に電話で相談係 ㊥ 694 へ申し込んでください。

子ども家庭支援センター（市役所２階）

市内在住の 18 歳未満のお子さん自身の悩みや、保護者の子育てに関する心配・不安などを、専門の相談員がお受けします。面接・電話だけでなく、必要に応じて訪問も行っています。

また、子育てに関する講座の実施や児童虐待防止にも取り組んでいます。

「おしゃべり場」

各児童館で毎月１回行っています。テーマに沿って自由におしゃべりする場です。

【9 月のおしゃべり場】

テーマ：どう使う？テレビやスマホ

期　日	会　場
9 月 10 日㈫	東児童館
9 月 20 日㈮	西児童館
9 月 24 日㈫	中央児童館

※時間はいずれも午前 10 時 30 分～ 11 時 30 分

●羽っぴーカレンダーを配布中！●

市内の施設で行っている乳幼児対象のイベントをまとめたカレンダーです。

【配布場所】子ども家庭支援センター・保健センター・児童館・ゆとろぎ・図書館・地域子育て支援センターなど

費用の記載がない場合は無料。詳しくは、市公式サイトをご覧いただくか、問い合わせてください。